

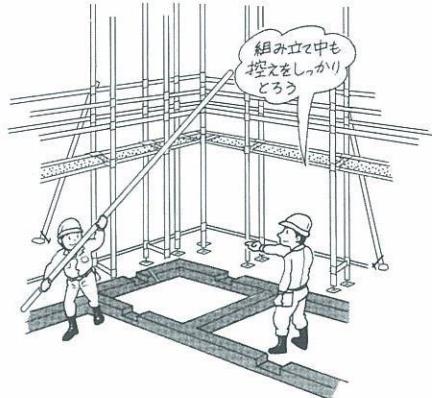
足場の設置

1 設置時期

足場は、基礎工事、埋め戻し及び地ならしが終了した後、建方作業を開始する前に設置します。

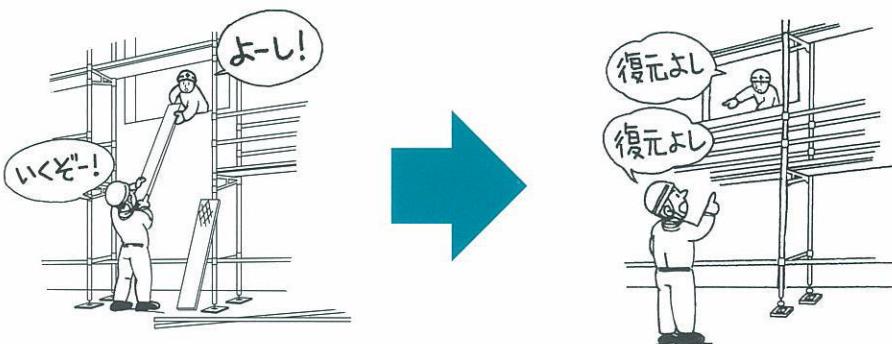
2 足場の組立て

- ① 足場を組み立てる前に、部材の著しい損傷、変形、腐食等の有無を確認し、異常がある場合には適正なものに交換します。
- ② 足場計画等に基づき、作業の方法、作業手順等を確認しながら組み立てます。
- ③ 足場の倒壊防止のため、仮り付けの控え等を設けながら組み立てます。
- ④ 移動式クレーンの位置及び建物の形状を図面で確認し、足場が建築物に接触したり、クレーン作業で邪魔にならないように組立てます。



3 足場の変更

- ① 工程の進展に伴う建物の形状の変化に合わせ、下屋上やバルコニー上の足場の設置等を速やかに行います。作業床は、作業姿勢に適した高さとなるよう、必要に応じ、変更します。
- ② 作業の都合上、足場の一部を変更する場合には、足場を使用する労働者の安全を確保するとともに、作業終了後は必ず復元を行います。復元が困難な場合には、速やかに当該工事を施工する工務店、足場設置業者等に連絡します。



4 足場の点検

- (1) その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり、中さん及び幅木等の取りはずし及び脱落の有無について点検を実施し異常を認めたときは、直ちに補修を行います。
- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場に異常がないか、以下について点検を実施し、異常を認めたときは、直ちに補修を行います。また、これらの点検については、その点検事項を記録し足場を使用する作業が終了するまでの間保存することとします。

- ① 床材の損傷、取付け及び掛け渡しの状態
- ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ④ 手すり及び中さんの取りはずし及び脱落の有無
- ⑤ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑥ 脚部の沈下及び滑動の状態
- ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑧ 建地、布及び腕木の損傷の有無